

## 土地区画整理審議会委員の選挙についてのお知らせ

## 1. 土地区画整理審議会

土地区画整理審議会は、事業の公平性を確保するため、和光市（以下「施行者」といいます。）が意見を聞いたり、同意を得たりするために設けられた法定の組織です。

## ■審議会委員とは

今後、認可になった事業計画に基づいて事業を進めていきますが、その中で一番重要な作業として、皆様の大切な財産である土地の再配置を行う換地計画を定めていきます。この換地計画は、皆様から選出された代表者の方々によって審議されたうえで定めていくこととなります。この代表者を土地区画整理審議会委員（以下「委員」といいます。）といいます。

委員は、土地所有者と借地権者から別々に候補者を出して、それぞれの候補者の中から選出します。

## ■委員の定数

委員の定数は10名となっております。そのうち、権利者の中から選挙により選ばれる8名と、市長が選任する学識経験者が2名となっております。

土地所有者と借地権者の委員の数は、それぞれの総数におおむね比例して定めます。

## ■委員の任期

委員の任期は5年です。

## 2. 選挙権と被選挙権

## ■選挙権のある方（投票できる方）

選挙人名簿に記載された土地所有者と借地権者（以下、「記載された方」という。）です。

## ■被選挙権のある方（立候補できる方）

立候補できる方は、選挙人名簿に記載された方です。ただし、以下のいずれかに当てはまる方は、立候補できません。

- ・未成年者
- ・成年被後見人または被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行中または執行猶予期間中の方

## 3. 選挙の日程

項目	期日・期間	概要
①選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告	7月22日（水）	選挙（投票）日及び選挙人名簿の縦覧期間、時間、場所等について、駅北口土地区画整理事業事務所及び市役所の掲示場に掲示します。
②選挙人名簿の作成基準日	8月11日（火）	この基準日現在の土地所有者（登記名義人）及び借地権者（登記名義人及び借地権申告人）が名簿に記載されます。 ※借地権の権利申告をされていない方は、8月10日までに借地権申告書を提出していただければ選挙権及び被選挙権があります。
③選挙人名簿の縦覧及び異議の申出	8月31日（月）から 9月13日（日）まで ※土日を含む	縦覧場所：駅北口土地区画整理事業事務所 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分 ※縦覧期間内に名簿への氏名の記載漏れ又は氏名・住所等に間違いがあるときは、異議の申出ができます。
④選挙人名簿確定の公告及び選挙すべき委員の数の公告	9月24日（木）	選挙名簿確定の公告とあわせて、土地所有者及び借地権者別に選挙すべき委員の数を、駅北口土地区画整理事業事務所及び市役所の掲示場に掲示します。
⑤立候補届出期間	9月24日（木）から 10月4日（日）まで ※土日を含む	受付場所：駅北口土地区画整理事業事務所 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※立候補者及び推薦人は、選挙人名簿に記載された方に限ります。
⑥候補者の氏名等の公告及び投票場・投票時間・開票日時の公告	10月13日（火）	候補者の氏名等を駅北口土地区画整理事業事務所及び市役所の掲示場に掲示します。また、選挙人の方に選挙実施通知書を発送します。 なお、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないときは、投票を行わない旨の公告を行います。
⑦選挙日・開票日	10月25日（日）	投票場所：駅北口土地区画整理事業事務所 投票時間：午前9時00分～午後5時00分 開票時間：午後5時30分～